

第 16 号 議 案

内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例

内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる内部組織（以下「組織」という。）を置き、各組織の分掌事務は、当該各号に定めるとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、知事の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>秘書・広報戦略部</u> <u>秘書及び広報に関する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 総務部 ア～エ 略 オ 広聴に関する事項</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる内部組織（以下「組織」という。）を置き、各組織の分掌事務は、当該各号に定めるとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、知事の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務部 ア～エ 略 オ <u>秘書、広報及び広聴に関する事項</u></p>

<p>カ 略</p> <p>(4) <u>危機管理部</u></p> <p><u>危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項</u></p> <p>(5)~(12) 略</p>	<p>カ 略</p> <p>(3)~(10) 略</p> <p>(11) <u>前各号の組織に属さない知事の直近下位の組織</u></p> <p><u>危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 2 長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前												
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局</th> <th style="width: 60%;">事務</th> <th style="width: 25%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局	事務	市町村				<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局</th> <th style="width: 60%;">事務</th> <th style="width: 25%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">知事の直属関係</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>法第3条の規定による製造の許可に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>法第5条の規定による販売営業の許可に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>法第8条の規定による許可の取消しに関する</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;">長崎市、壱岐市、五島市及び新上五島町</td> </tr> </tbody> </table>	部局	事務	市町村	知事の直属関係	<p>1 <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>法第3条の規定による製造の許可に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>法第5条の規定による販売営業の許可に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>法第8条の規定による許可の取消しに関する</u></p>	長崎市、壱岐市、五島市及び新上五島町
部局	事務	市町村											
部局	事務	市町村											
知事の直属関係	<p>1 <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>法第3条の規定による製造の許可に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>法第5条の規定による販売営業の許可に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>法第8条の規定による許可の取消しに関する</u></p>	長崎市、壱岐市、五島市及び新上五島町											

ること。

エ 法第9条第3項の規定による製造施設及び製造方法についての命令に関すること。

オ 法第10条第1項及び第2項の規定による変更許可等に関すること。

カ 法第11条第3項の規定による貯蔵方法についての命令に関すること。

キ 法第12条第1項及び第2項の規定による火薬庫の設置許可等に関すること。

ク 法第12条の2第2項の規定による承継届出の受理に関すること。

ケ 法第13条ただし書の規定による火薬庫の許可に関すること。

コ 法第14条第2項の規定による火薬庫の基準適合命令に関すること。

サ 法第15条第1項から第3項までの規定による製造施設等の完成検査に関すること。

シ 法第16条の規定による廃止届出の受理に関すること。

ス 法第17条第1項から第4項まで及び第6項から第9項までの規定による譲渡又は譲受の許可に関すること。

セ 法第24条第1項から第3項までの規定による輸入の許可等に関すること。

ソ 法第25条第1項から第3項までの規定による消費の許可等に関すること。

- タ 法第27条の規定による廃棄の許可に関する
こと。
- チ 法第28条第1項から第4項までの規定による
危害予防規程の許可等に関すること。
- ツ 法第29条第1項、第2項及び第4項の規定
による保安教育計画の認可等に関すること。
- テ 法第30条第3項の規定による保安責任者に
ついての届出の受理に関すること。
- ト 法第33条第2項の規定による保安責任者の
代理者についての届出の受理に関すること。
- ナ 法第34条の規定による保安責任者等の解任
命令に関すること。
- ニ 法第35条第1項及び第3項の規定による保
安検査に関すること。
- ヌ 法第35条の2第2項から第4項までの規定
による定期自主検査に関すること。
- ネ 法第36条の規定による安定度試験について
の報告等に関すること。
- ノ 法第42条の規定による報告の徴収に関する
こと。
- ハ 法第43条第1項の規定による立入検査等に
関すること。
- ヒ 法第44条の規定による許可の取消し等に
関すること。
- フ 法第45条の規定による緊急措置等に
関すること。

総務部関係	略	
危機管理部関係	<p>1 <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>法第3条の規定による製造の許可に関すること。</u></p> <p>イ <u>法第5条の規定による販売営業の許可に関すること。</u></p> <p>ウ <u>法第8条の規定による許可の取消しに関すること。</u></p> <p>エ <u>法第9条第3項の規定による製造施設及び</u></p>	<p>長崎市、壱岐市、五島市及び新上五島町</p>

総務部関係	<p>ハ <u>法第45条の3の10の規定による検査記録についての届出の受理に関すること。</u></p> <p>ホ <u>法第46条第2項の規定による事故報告等の徴収に関すること。</u></p> <p>マ <u>法第47条の規定による現状変更の禁止についての指示に関すること。</u></p> <p>ミ <u>法第48条第1項の規定による許可への条件の付加に関すること。</u></p> <p>ム <u>法第52条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定による意見の聴取、通報等に関すること。</u></p> <p>メ <u>法第54条第1項の規定による聴聞に関すること。</u></p>
総務部関係	略

製造方法についての命令に関すること。

オ 法第10条第1項及び第2項の規定による変更許可等に関すること。

カ 法第11条第3項の規定による貯蔵方法についての命令に関すること。

キ 法第12条第1項及び第2項の規定による火薬庫の設置許可等に関すること。

ク 法第12条の2第2項の規定による承継届出の受理に関すること。

ケ 法第13条ただし書の規定による火薬庫の許可に関すること。

コ 法第14条第2項の規定による火薬庫の基準適合命令に関すること。

サ 法第15条第1項から第3項までの規定による製造施設等の完成検査に関すること。

シ 法第16条の規定による廃止届出の受理に関すること。

ス 法第17条第1項から第4項まで及び第6項から第9項までの規定による譲渡又は譲受の許可に関すること。

セ 法第24条第1項から第3項までの規定による輸入の許可等に関すること。

ソ 法第25条第1項から第3項までの規定による消費の許可等に関すること。

タ 法第27条の規定による廃棄の許可に関すること。

- チ 法第28条第1項から第4項までの規定による危害予防規程の許可等に関すること。
- ツ 法第29条第1項、第2項及び第4項の規定による保安教育計画の認可等に関すること。
- テ 法第30条第3項の規定による保安責任者についての届出の受理に関すること。
- ト 法第33条第2項の規定による保安責任者の代理者についての届出の受理に関すること。
- ナ 法第34条の規定による保安責任者等の解任命令に関すること。
- ニ 法第35条第1項及び第3項の規定による保安検査に関すること。
- ヌ 法第35条の2第2項から第4項までの規定による定期自主検査に関すること。
- ネ 法第36条の規定による安定度試験についての報告等に関すること。
- ノ 法第42条の規定による報告の徴収に関すること。
- ハ 法第43条第1項の規定による立入検査等に関すること。
- ヒ 法第44条の規定による許可の取消し等に関すること。
- フ 法第45条の規定による緊急措置等に関すること。
- ヘ 法第45条の3の10の規定による検査記録についての届出の受理に関すること。

<p>ホ <u>法第46条第2項の規定による事故報告等の徴収に関すること。</u></p> <p>マ <u>法第47条の規定による現状変更の禁止についての指示に関すること。</u></p> <p>ミ <u>法第48条第1項の規定による許可への条件の付加に関すること。</u></p> <p>ム <u>法第52条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定による意見の聴取、通報等に関すること。</u></p> <p>メ <u>法第54条第1項の規定による聴聞に関すること。</u></p>	
<p>略</p>	<p>略</p>

(提案理由)

秘書及び広報並びに危機管理等の体制を強化するため、内部組織及びその分掌事務の一部を改正しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。